



令和8年1月7日  
近畿運輸局自動車監査指導部  
(貨物担当)

## 日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和8年1月7日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社（法人番号 1010001112577）

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

#### 2. 処分内容

##### 自動車の使用の停止処分（10営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
兵庫	太子	1両x60日	京都	野田川	3両x28日 1両x31日
兵庫	三木吉川	1両x32日	奈良	大宇陀	1両x30日
兵庫	佐野	1両x25日	奈良	瀬	1両x85日
兵庫	杉原谷	1両x82日	滋賀	米原	1両x58日 1両x59日
京都	本梅	1両x42日	滋賀	木之本	1両x21日

#### 3. 処分日

令和8年1月7日（水）

##### 【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車監査指導部自動車監査官 山下・竹内

TEL：06-6949-6448